

福祉・介護職員処遇改善加算等取得状況

★福祉・介護職員処遇改善加算 I 型取得

○キャリアパス要件 I

福祉・介護職員の任用における職位、職責・職務内容等の要件及び職責・職務内容に応じた賃金体系を定めている。

○キャリアパス要件 II

職員の資格取得に要する費用の一部法人による負担や、資格取得に資する講習等の受講に配慮した勤務時間制度の実施を行っている。

○キャリアパス要件 III

福祉・介護職員の取得資格に応じた昇給制度を導入している。

○具体的な取組内容

賃金改善期間中3回に分け常勤換算方法により案分した額を一時金として支給

★福祉・介護職員等特定処遇改善加算 I 型取得

○経験・技能のある障害福祉人材の位置づけ

当法人(事業所指定以前の無認可作業所及び地域生活支援センター時を含む)で10年以上の勤務経験を有する障害福祉人材の内、介護福祉士、精神保健福祉士、社会福祉士及び公認心理師の資格を有する職員、並びにサービス管理責任者の職位にある職員を、経験・技能のある障害福祉人材と定める。

○具体的な取組内容

賃金改善期間中3回に分け、経験技能のある福祉人材とそれ以外の福祉人材の平均改善額に2:1以上の差を設けることを基本として、法人において年齢、勤務年数、資格、技能、勤務成績等を考慮して、福祉人材毎に決定した額を一時金として支給。

★福祉・介護職員ベースアップ等支援加算 取得

○ ベースアップ等支援加算給付額の全額を常勤換算案分を基本として、毎月一時金として支給。

職場環境等要件の実施状況

○資質の向上やキャリアアップに向けた支援

・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス管理責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等を実施している。

○両立支援、多様な働き方の推進

・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等を実施している。

○やりがい・働きがいの構成

・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善に努めている。